

# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区

## 景観形成方針・基準



## 目次

### 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の概要及び景観形成方針

(1) はじめに .....	1
(2) 景観計画特定地区の範囲 .....	2
(3) 届出の手続きについて .....	3
(4) 景観計画特定地区の区域 .....	4

### 景観形成方針

(1) 都市景観の形成に関する基本目標 .....	4
(2) 都市景観の形成に関する方針 .....	4

### 景観形成のための行為の制限

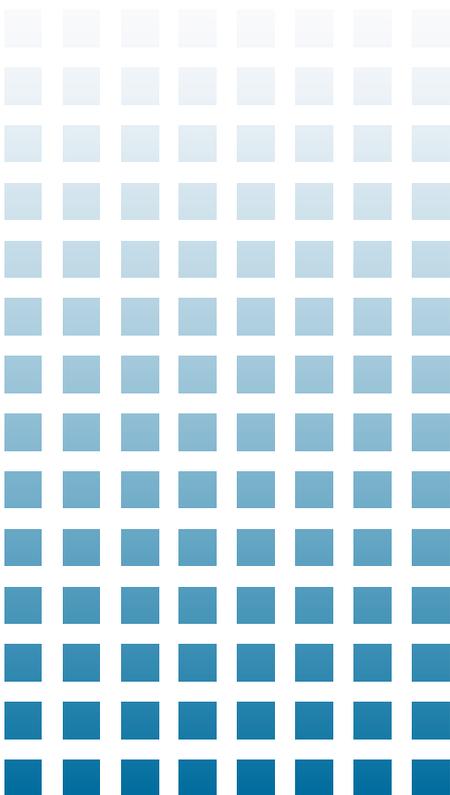
景観形成要素の分類 .....	5
-----------------	---

#### 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（A地区）

景観形成基準（建築物又は工作物の形態意匠の制限） .....	6
景観形成基準（屋外広告物等の行為の制限） .....	8

#### 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（B・C地区）

景観形成基準（建築物又は工作物の形態意匠の制限） .....	12
景観形成基準（屋外広告物等の行為の制限） .....	14



# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の概要及び景観形成方針

## (1) はじめに

川崎駅西口周辺地域は、住宅市街地整備総合支援事業などにより地区の総合的な整備が進められ、本市の表玄関として都市イメージを決定する重要な広域拠点地域であります。

特に大宮町地区では、平成 11 年 12 月に再開発地区計画などの都市計画決定を行い、拠点的な整備が進行していることから、都心地区にふさわしい良好な街なみ景観の形成を図るため、平成 12 年 1 月に都市景観条例に基づく都市景観形成地区に指定いたしました。

その後、平成 19 年 12 月に景観法の規定に基づき、「川崎市景観計画」を策定したのにあわせ、大宮町地区を地域の景観の形成を先導していく地区や、本市の景観の骨格の一部を構成する重要な地区等として、景観計画特定地区に指定しました。

また、令和 2 年には、新たに地区内の事業が具体化したことから、景観形成基準の見直しを行い、今後も、本市の表玄関にふさわしい景観形成を図るしています。

この資料は、景観形成方針・基準に定められた地区の景観づくりの考え方や、建築物、工作物、公共施設の具体的なデザインの基準などの内容を解説し、当地区のまちづくりをご理解いただくために作成したものです。



# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の概要及び景観形成方針

## (2) 景観計画特定地区の範囲

川崎駅東口では、本市の表玄関にふさわしい「明るさと開放感」、「潤いと優しさ」が感じられる街なみが形成されていますが、西口ではもう少し暖かみのある色彩や素材を使って、「豊かさの感じられる落ちついた街なみづくり」を目指しています。

川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の範囲は、再開発地区計画によって建物の高さや壁面線の位置が定められ、2階部分にも歩行者用通路の立体的なネットワークを形成することなど、新たな都心としてのなみが形成されています。

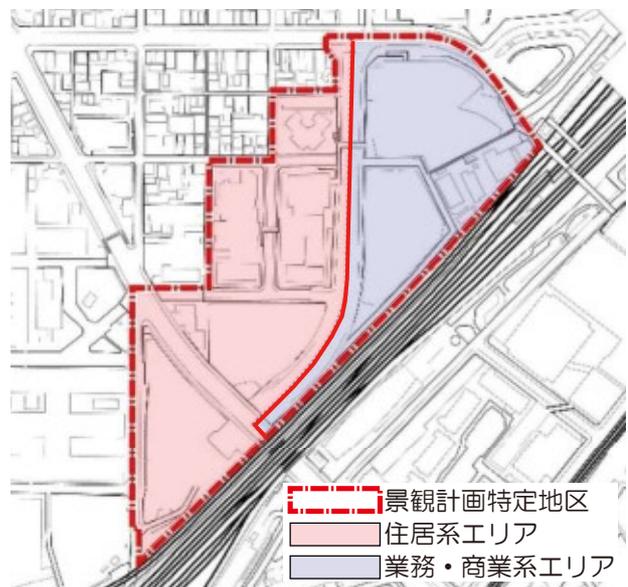
大宮中幸町線を中心として、西側を住居系エリア、東側を業務・商業系エリアとし、それぞれの特性にあった景観形成を目指します。

### □住居系エリアの特性

- 住居を中心とした建築物とオープンスペースや豊かな緑により、新たなコミュニティを形成する都市居住空間づくりが求められます。
- 周辺街区との景観の連続性に配慮が必要です。

### □業務・商業系エリアの特性

- 川崎駅西口に直結するため、新しい街の顔としての象徴性と賑わいのある空間づくりが求められます。
- 線路側からの視線に対する配慮が必要です。
- 川崎駅西口周辺地区の今後の開発計画に配慮する必要があります。



### (3) 届出の手続きについて

届出が必要となる行為

- 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観に係わる修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更
- 広告物の表示若しくは広告物を掲出する工作物の設置又は広告物若しくは広告物を掲出する工作物の変更若しくは改造
- その他都市景観の形成に影響を及ぼすと市長が認める行為

届出が除外となる行為

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の建築等
- 建築物の建築等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以下のもの
- 建築物の外観を変更することとなる色彩の変更であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、その面積の合計が10㎡以下のもの
- 工作物の建設等であって、当該行為に係る部分の高さが5m以下で、かつ、築造面積の合計が10㎡以下、かつ、外部の面積が10㎡以下のもの
- 市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為

手続きフロー

#### ●届出

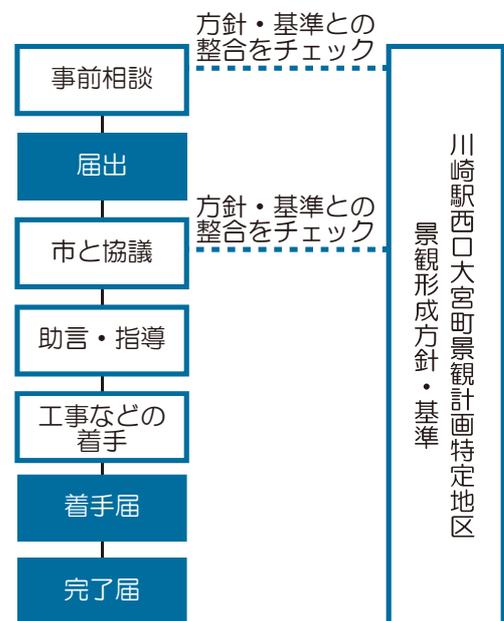
景観法により、届出受理後、30日を経過した後でなければ工事着手できない。また、屋外広告物については、届出ではなく、屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となります。

#### ●着手届

外壁の塗装その他の外装の仕上げ工事に着手しようとするときは、あらかじめ届出が必要。

#### ●完了届

届出した行為を完了したとき、または中止したときは、届出が必要。



# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区の概要及び景観形成方針

## (4) 景観計画特定地区の区域

それぞれの特性にあった景観形成を目指し、景観計画特定地区をABC3つの区域にわけています。景観形成方針については、ABC地区共通となっており、景観形成基準については、各地区ごとに定めています。



## ●景観形成方針

### (1) 都市景観の形成に関する基本目標

- (1) 豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ちつきと知性」が感じられる街なみづくり
- (2) 川崎駅西口の表玄関にふさわしい「風格と象徴性」が感じられる街なみづくり
- (3) 年月とともに成熟する地区にふさわしい「暖かさと深み」が感じられる街なみづくり

### (2) 都市景観の形成に関する方針

- (1) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発する広場空間を形成する。
- (2) スケールの大きな街区構成の中に、ひだや影を感じさせるヒューマンスケールの街なみを形成する。
- (3) 段階的な整備に対応し、居住空間と業務・商業空間が呼応しながら、共に成熟する街なみを形成する。

# 景観形成のための行為の制限

## ●景観形成要素の分類

景観形成要素を7つに分類し、それぞれのデザイン基準を定めます。地区の特性によって景観形成の方向性が異なる場合には、各々の地区ごとに景観形成のための行為の制限を定めます。

### 建築物等のデザイン

建築物等は街なみを構成する主要な要素として、壁面構成、色彩・素材などのルールを定め、魅力ある街なみをつくります。

### 広場のデザイン

ペDESTリアンデッキ※による立体的で回遊性の高い歩行者空間を活かし、多様な滞留空間※や新たな都市活動の場をつくります。

### ブリッジのデザイン

建築物基壇部の連続的な街なみと調和したシンプルなデザインとし、回遊性の高い歩行者空間をつくります。

### 通りのデザイン

景観のベースとなる通りは洗練された風格のあるデザインとし、歩行者に優しい通りをつくります。

### あかりのデザイン

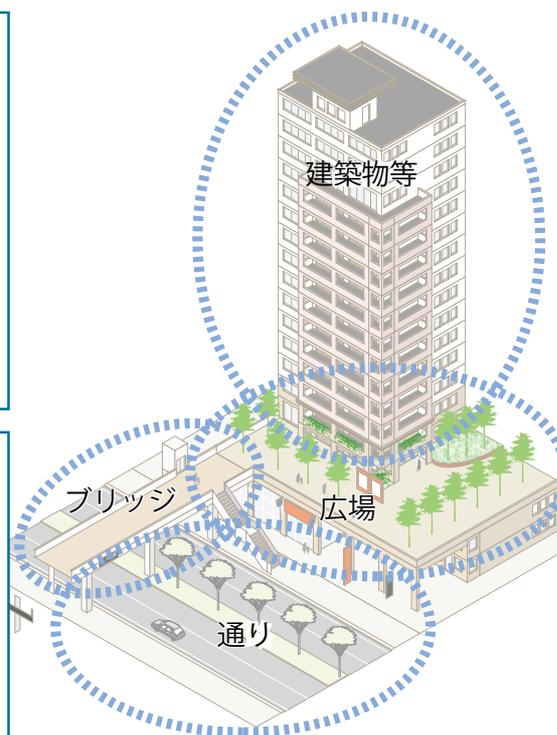
光の強さ、色、位置などに配慮し、街区に合わせたあかり景観をつくります。

### みどりのデザイン

再開発によるオープンスペースを活かし、潤いの感じられる、まとまりのあるみどり景観をつくります。

### 広告物等のデザイン

駅前の賑わいを演出する広告物により、街の個性をつくります。



※ペDESTリアンデッキ：歩行者が安全で効率よく移動できるよう立体的に造られた通路。(人工地盤)

※滞留空間：歩行者を引き込むようなオープンスペース的な空間。

# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（A地区）

## ●景観形成基準（建築物又は工作物の形態意匠の制限）

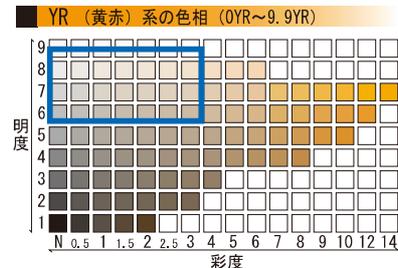
### （1）建築物等のデザイン

- （1）基壇部は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用いて奥行きを感じられる多様な表情をつくる。
- （2）中高層部の壁面は、単調なイメージにならないように、フレームなどで変化をつける。
- （3）高層建築物は、基壇部と中高層部のデザインを切り替えるなど、圧迫感を軽減するように配慮し、単調なデザインにならないようにする。
- （4）建築物の付帯施設や設備は建築物と一体的にデザインするか、又は、緑化などで修景する。
- （5）日除けテントを設置する場合は、窓面全面を覆ってはならない。
- （6）基壇部地上レベルに設置する日除けテントの色彩は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。

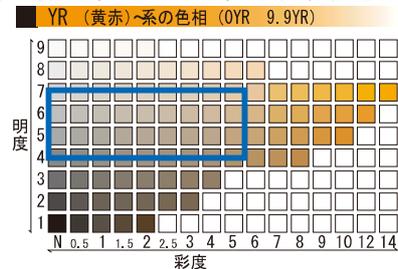
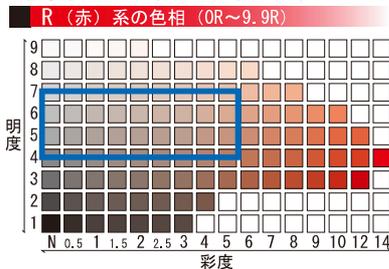


### （2）色彩に関する制限

- （1）建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相RからY、明度6から8、5、彩度3以下とする。



- （2）建築物基壇部の基調色は、マンセル値で色相RからYR、明度3、5から6、5、彩度5以下とする。



- （3）街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合には、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。

### （3）広場のデザイン

- （1）ベンチなどのストリートファニチュアは建築物やデッキと一体的なデザインとする。
- （2）建築物の附属施設や設備類は建築物と一体的にデザインするか、又は緑化などで修景する。
- （3）デッキの舗装は歩きやすいものとし、歩行者動線の節目となる部分には、歩行者が憩える場を設ける。
- （4）ストリートファニチュアなどの景観要素の配置やデザインによりアート性の感じられる景観をつくる。
- （5）遊具などは、街なみと調和した色彩、素材などに配慮したデザインとする。

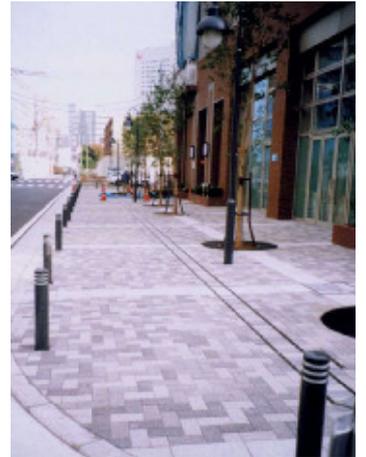


#### (4) ブリッジのデザイン

- (1) エレベーターシャフトや階段はシンボル性の高いデザインとする。
- (2) 住居系のエリアと業務・商業系のエリアを結ぶブリッジは、シンプルで洗練されたデザインとする。
- (3) 同一エリア内の街区を結ぶブリッジは、デッキと一体的なデザインとする。
- (4) ブリッジの舗装は歩きやすいものとし、異なる素材やパターンがぶつかる場合には、境界のデザインに配慮する。

#### (5) 通りのデザイン

- (1) 歩道部舗装は、洗練されたシンプルなイメージを表現するパターンとし、自然の色や素材感のある材料とする。
- (2) 異なる舗装材がぶつかる部分では、境界のデザインに配慮する。
- (3) 歩車道境界部は、開放感のあるデザインとする。
- (4) ベンチ、車止めなどのストリートファニチュアは道路空間と調和したデザインとする。
- (5) ストリートファニチュアやポール類の色彩は、原則としてダークグレー色を基調とする。
- (6) 敷地内空地と歩道部の舗装は一体的なデザインとし、マンホール蓋、みぞ蓋などは周辺の舗装と調和したデザインとする。



#### (6) あかりのデザイン

- (1) 屋外空間では、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度 3,000K 以下程度）を基調とする。
- (2) 光源の位置や配光は、周辺街区への光害に配慮する。
- (3) 地区のシンボル施設や歩行者の主動線を顕在化させるあかりの計画を行う。
- (4) 原則として過度に点滅する照明は使用しない。



#### (7) みどりのデザイン

- (1) 人工地盤などの構造物の印象を和らげる緑を活用する。
- (2) 広場などでは四季の変化を取り入れ、人々の活動の場を形成する。
- (3) 基壇部では、見下ろされる視点に配慮した緑の配置を行う。
- (4) 管理者は、植栽に対し、維持、管理に努める。



# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（A地区）

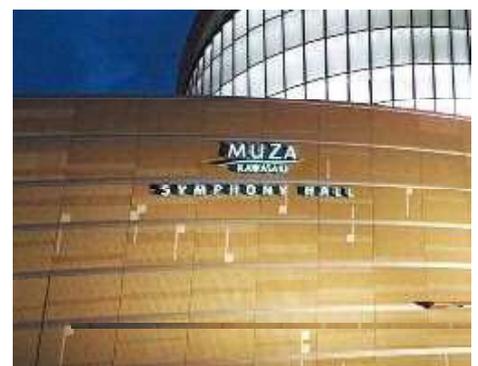
## ●景観形成基準（屋外広告物等の行為の制限）

### （8）定義

- （1）「基壇部」とは、地上から高さ15メートル以下の部分をいう。
- （2）「中層部」とは、地上から高さ15メートルを超え地上から45メートル以下の部分をいう。
- （3）「高層部」とは、地上から高さ45メートルを超える部分をいう。
- （4）「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。
- （5）「基壇部地上レベル」とは、地上から高さ6メートル以下の部分をいう。
- （6）「屋上広告物（①）」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
- （7）「壁面看板（②）」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。
- （8）「壁面広告幕（③）」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。
- （9）「枠付懸垂幕（④）」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。
- （10）「袖看板（⑤）」とは、建築物等の壁面等に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。
- （11）「窓面広告物（⑥）」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。
- （12）「窓裏広告物（⑦）」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。
- （13）「広告塔・広告板（⑧）」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。
- （14）「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。
- （15）「バナーフラッグ（⑨）」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。
- （16）「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。

### （9）共通

- （1）できる限り基壇部に集約して設置する。
- （2）歩行者の通行を妨げる位置に設置してはならない。
- （3）建築物のフレームを活かした配置とする。
- （4）高彩度色（マンセル値による各色相の最高彩度の3分の2以上の値の彩度）を使用する場合は広い面積に使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
- （5）基壇部ではレンガ系の外壁に調和したデザインとする。
- （6）点滅型の広告物は原則として禁止する。
- （7）回廊内は、制限を適用しない。





# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（A地区）

## （11）壁面看板・壁面広告幕

- （1）高層部は、ビル名称等に限り設置することができる。
- （2）建築物と調和したデザインとし、できる限り切文字式とする。
- （3）壁面線より0.4メートル以上突出してはならない。
- （4）基壇部地上レベルにおいて壁面線より0.1メートル以上突出する場合は、地上から3.5メートル以下に設置し、大きさは縦1.5メートル以下とする。なお、この場合においても帯状の広告物については縦0.9メートル以下とする。

## （12）置看板、立看板及び広告旗

- （1）置看板は設置数を1か所とし、高さ1.35メートル、幅及び奥行き0.6メートル以内とする。
- （2）立看板、広告旗は原則として禁止する。ただし、周辺環境に配慮し、敷地内に設置するもので、入居募集、又は6箇月以内のものは除く。



## （13）袖看板

- （1）地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。
- （2）突出幅1.5メートル以下とし、箱型内照式の場合は1.2メートル以下とする。
- （3）箱型内照式の下端高さは地上から3.5メートル以上とし、基壇部デッキ上においては、デッキレベルから2.5メートル以上とする。
- （4）箱型内照式の表示面の地色は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。



## （14）窓面広告物・窓裏広告物

- （1）高層部に設置してはならない。
- （2）窓面に店舗名称及び会社名称などを表示する場合は、設置当該窓面積の2分の1以下とする。ただし、切り文字式とした場合や掲示板、ショーケースなどで表示する場合は、この限りでない。

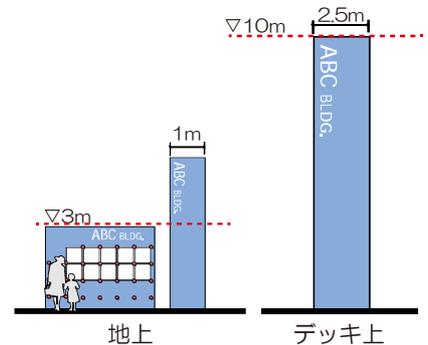
## （15）日除けテント

- 文字を入れる場合は文字高を0.2メートル以下とし、テント下端に記入するものとする。



## (16) 広告塔・広告板

- (1) 高さ3メートルを超えて地上に設置する場合は、幅1メートル以下とする。
- (2) デッキ上に設置する場合は、高さ10メートル以下、幅2.5メートル以下とする。
- (3) 基壇部壁面線を越えてデッキ上に設置してはならない。



## (17) 電柱等利用広告物

電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。

## (18) その他の広告物【赤文字はBC地区のみ】

- (1) 懸垂幕や大型印刷物などを設置する場合は中層部以下とし、建築壁面とのバランスに配慮したフレームを設置する。
- (2) バナーフラッグなどは照明柱などと併せて積極的に設置し、まちの賑わいを演出する。
- (3) 自動販売機は、できる限り景観に配慮した色彩とする。
- (4) 映像表示などの新しいメディアを活用する場合は建築壁面とのバランスに配慮したものとし、賑わいの演出を行う。



## (19) 適用除外

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- (7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- (8) 区分Bにおいて、令和2年4月1日の時点で基準を超えており、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行うもので、旧景観形成基準に適合する場合
- (9) その他市長が認める場合

# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（B・C地区）

## ●景観形成基準（建築物又は工作物の形態意匠の制限）

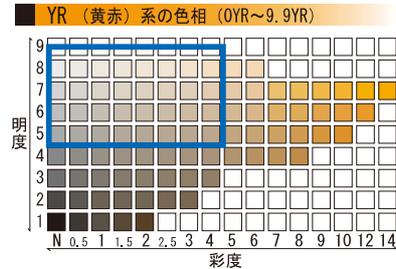
### （１）建築物等のデザイン

- （１）基壇部は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用いて奥行きを感じられる多様な表情をつくる。
- （２）中高層部の壁面は、単調なイメージにならないように、フレームなどで変化をつける。
- （３）高層建築物は、基壇部と中高層部のデザインを切り替えるなど、圧迫感を軽減するように配慮し、単調なデザインにならないようにする。
- （４）建築物の付帯施設や設備は建築物と一体的にデザインするか、又は、緑化などで修景する。
- （５）日除けテントを設置する場合は、窓面全面を覆ってはならない。
- （６）基壇部地上レベルに設置する日除けテントの色彩は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。

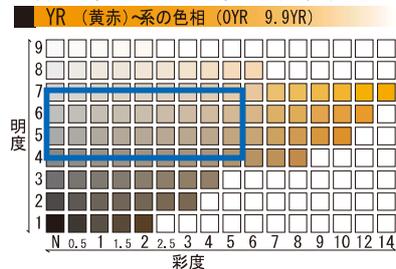
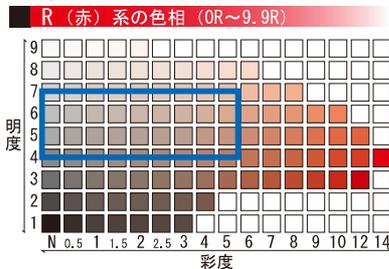


### （２）色彩に関する制限

- （１）建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相RからY、明度5から8、5、彩度4以下とする。



- （２）建築物基壇部の基調色は、マンセル値で色相RからYR、明度3、5から6、5、彩度5以下とする。



- （３）街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。

### （３）広場のデザイン

- （１）ベンチなどのストリートファニチュアは建築物やデッキと一体的なデザインとする。
- （２）建築物の附属施設や設備類は建築物と一体的にデザインするか、又は緑化などで修景する。
- （３）デッキの舗装は歩きやすいものとし、歩行者動線の節目となる部分には、歩行者が憩える場を設ける。
- （４）ストリートファニチュアなどの景観要素の配置やデザインによりアート性の感じられる景観をつくる。
- （５）遊具などは、街なみと調和した色彩、素材などに配慮したデザインとする。



#### (4) ブリッジのデザイン

- (1) エレベーターシャフトや階段はシンボル性の高いデザインとする。
- (2) 住居系のエリアと業務・商業系のエリアを結ぶブリッジは、シンプルで洗練されたデザインとする。
- (3) 同一エリア内の街区を結ぶブリッジは、デッキと一体的なデザインとする。
- (4) ブリッジの舗装は歩きやすいものとし、異なる素材やパターンがぶつかる場合には、境界のデザインに配慮する。

#### (5) 通りのデザイン

- (1) 歩道部舗装は、洗練されたシンプルなイメージを表現するパターンとし、自然の色や素材感のある材料とする。
- (2) 異なる舗装材がぶつかる部分では、境界のデザインに配慮する。
- (3) 歩車道境界部は、開放感のあるデザインとする。
- (4) ベンチ、車止めなどのストリートファニチュアは道路空間と調和したデザインとする。
- (5) ストリートファニチュアやポール類の色彩は、原則としてダークグレー色を基調とする。
- (6) 敷地内空地と歩道部の舗装は一体的なデザインとし、マンホール蓋、みぞ蓋などは周辺の舗装と調和したデザインとする。



#### (6) あかりのデザイン

- (1) 屋外空間では、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度 3,000K 以下程度）を基調とする。
- (2) 光源の位置や配光は、周辺街区への光害に配慮する。
- (3) 地区のシンボル施設や歩行者の主動線を顕在化させるあかりの計画を行う。
- (4) 原則として過度に点滅する照明は使用しない。



#### (7) みどりのデザイン

- (1) 人工地盤などの構造物の印象を和らげる緑を活用する。
- (2) 広場などでは四季の変化を取り入れ、人々の活動の場を形成する。
- (3) 基壇部では、見下ろされる視点に配慮した緑の配置を行う。
- (4) 管理者は、植栽に対し、維持、管理に努める。



# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（B・C地区）

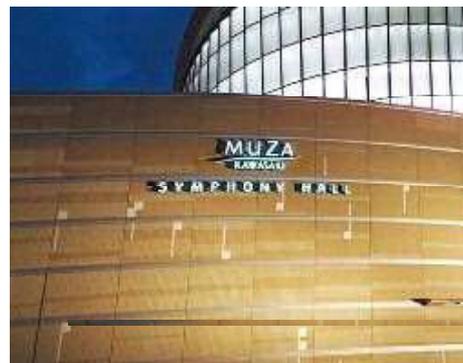
## ●景観形成基準（屋外広告物等の行為の制限）

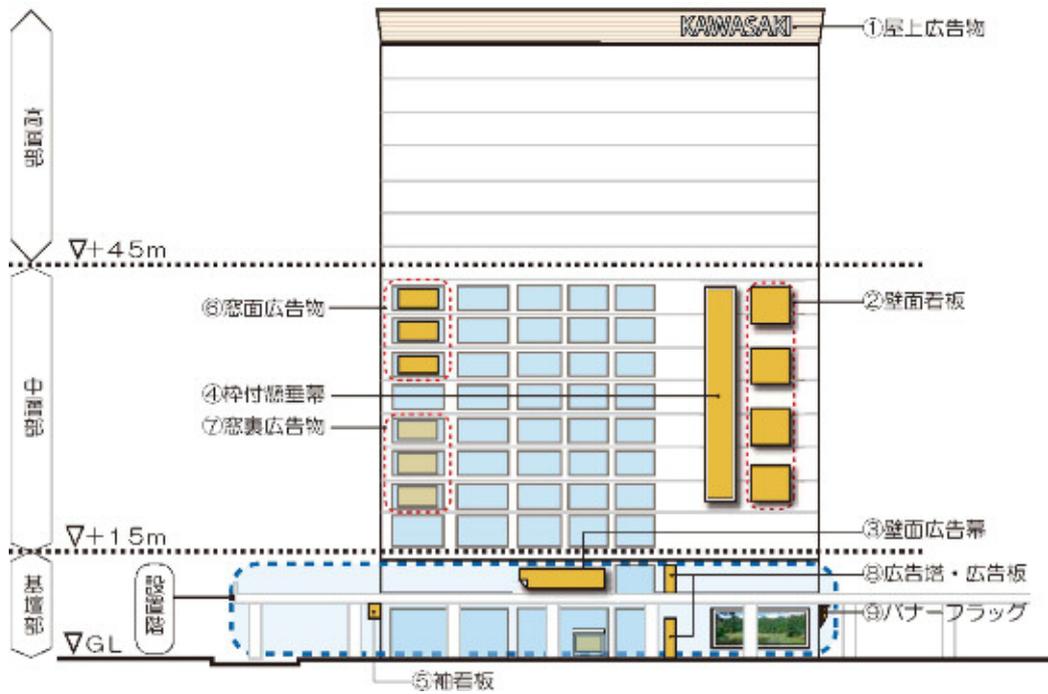
### （８）定義

- （１）「基壇部」とは、地上から高さ１５メートル以下の部分をいう。
- （２）「中層部」とは、地上から高さ１５メートルを超え地上から４５メートル以下の部分をいう。
- （３）「高層部」とは、地上から高さ４５メートルを超える部分をいう。
- （４）「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。
- （５）「基壇部地上レベル」とは、地上から高さ６メートル以下の部分をいう。
- （６）「屋上広告物（①）」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
- （７）「壁面看板（②）」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。
- （８）「壁面広告幕（③）」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。
- （９）「枠付懸垂幕（④）」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。
- （１０）「袖看板（⑤）」とは、建築物等の壁面等に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。
- （１１）「窓面広告物（⑥）」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。
- （１２）「窓裏広告物（⑦）」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。
- （１３）「広告塔・広告板（⑧）」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。
- （１４）「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。
- （１５）「バナーフラッグ（⑨）」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。
- （１６）「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が３月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が３月を超えるものを除く。

### （９）共通

- （１）できる限り基壇部に集約して設置する。
- （２）歩行者の通行を妨げる位置に設置してはならない。
- （３）建築物のフレームを活かした配置とする。
- （４）高彩度色（マンセル値による各色相の最高彩度の $\frac{3}{2}$ 以上の値の彩度）を使用する場合は広い面積に使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
- （５）基壇部ではレンガ系の外壁に調和したデザインとする。
- （６）点滅型の広告物は原則として禁止する。
- （７）回廊内は、制限を適用しない。
- （８）広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。
- （９）広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。





## (10) 照明

- (1) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。
- (2) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。
- (3) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）を推奨する。



# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（B・C地区）

## （11）色彩・文字のデザイン

広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。

## （12）色彩のデザイン

（1）広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。

（2）広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるものとするとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。

ア 色相ORから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下

イ 色相OYRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下

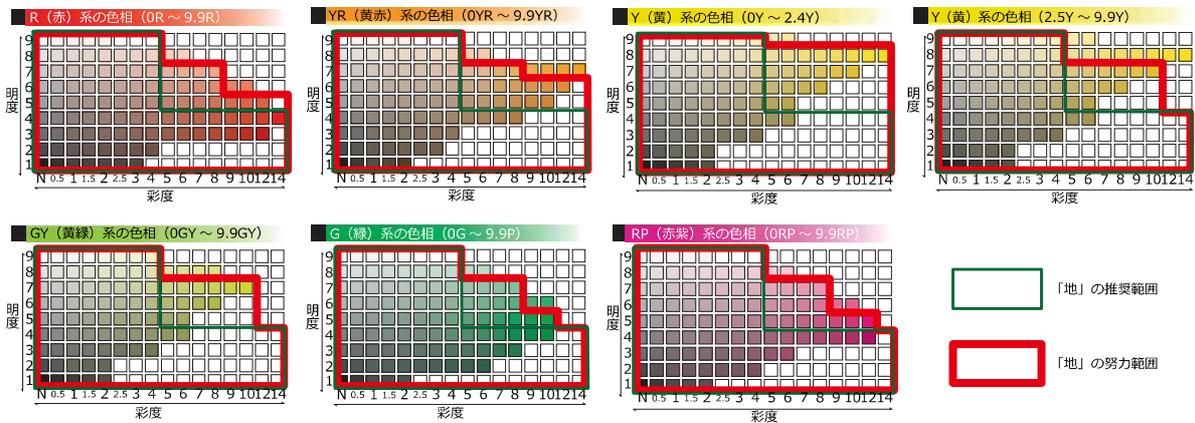
ウ 色相OYから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下

エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下

オ 色相OGYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下

カ 色相OGから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下

キ 色相ORPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下



（3）第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。

### 《イメージ：色彩のデザイン》



色数：2色  
「地」の色彩：5PB2/4  
文字の色彩：N9



色数：3色  
「地」の色彩：2.5G4/4, 2.5YR2/2  
文字の色彩：N9



色数：2色  
「地」の色彩：10YR7/10  
文字の色彩：N1



色数：3色  
「地」の色彩：5R2/4, N9  
文字の色彩：N9, 10B2/4

### (13) 文字のデザイン

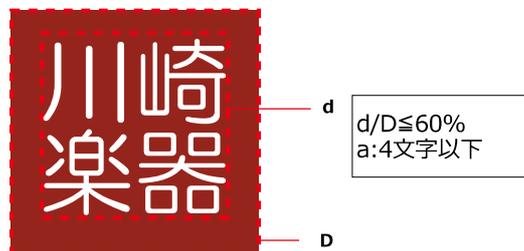
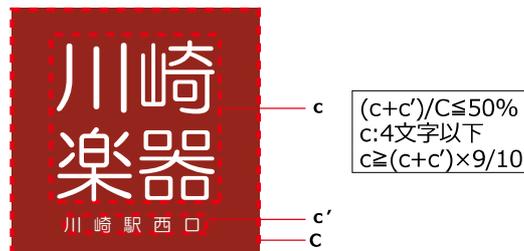
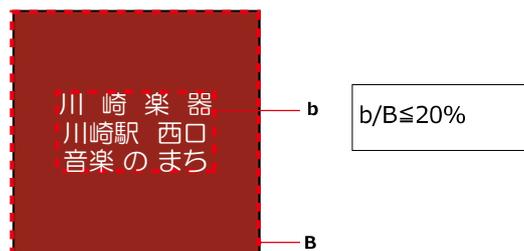
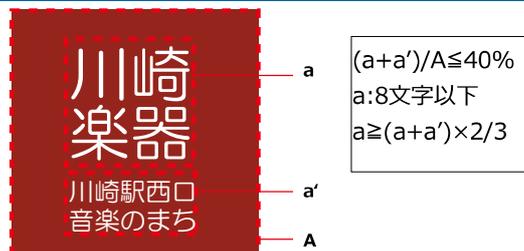
(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。

(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。

(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。

(4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。

(5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。



#### 《事例：文字のデザイン》



色数：1色  
「地」の色彩：N2(N9)  
「文字」の色彩：N9(N2)  
文字面積：28% 文字数：5文字



色数：1色  
「地」の色彩：N3  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：20% 文字数：3文字



色数：2色  
「地」の色彩：8BG2/3  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：41%  
文字数：16文字(9/10以上4文字以下)



色数：2色  
「地」の色彩：N9  
「文字」の色彩：N1  
文字面積：50%  
文字数：8文字(9/10以上4文字以下)



色数：2色  
「地」の色彩：6PB2/7  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：21%  
文字数：7文字(2/3以上8文字以下)



色数：2色  
「地」の色彩：1YR3/3  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：39%  
文字数：5文字(2/3以上8文字以下)



色数：2色  
「地」の色彩：2YR2/3  
「文字」の色彩：2B2/3  
文字面積：50%  
文字数：4文字



色数：2色  
「地」の色彩：7R3/10  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：56%  
文字数：4文字

# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（B・C地区）

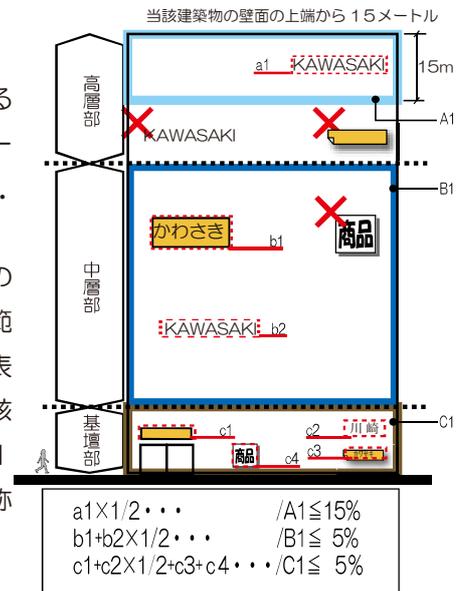
## （14）屋上広告物

原則として屋上広告物を設置してはならない。ただし、基壇部デッキ上において、建築物と一体的なデザインとした場合などは、緩和することができる。



## （15）壁面看板・壁面広告幕

- （1）高層部は、ビル名称等に限り設置することができる。
- （2）建築物と調和したデザインとし、できる限り切文字式とする。
- （3）壁面線より0.4メートル以上突出してはならない。
- （4）基壇部地上レベルにおいて壁面線より0.1メートル以上突出する場合は、地上から3.5メートル以下に設置し、大きさは縦1.5メートル以下とする。なお、この場合においても帯状の広告物については縦0.9メートル以下とする。
- （5）壁面看板は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の主たる壁面の頂部から15メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から15メートルの範囲の面積の15パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。



- （6）前号において、中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。
- （7）壁面広告幕は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。
- （8）基壇部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の基壇部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。
- （9）壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ4メートル以下、横の長さ4メートル以下（縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から15メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。
- （10）地上又はデッキに接する部分の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。

## (16) 枠付懸垂幕等

設置しないものとする。

## (17) 置看板、立看板及び広告旗

- (1) 置看板は設置数を1か所とし、高さ1.35メートル、幅及び奥行き0.6メートル以内とする。
- (2) 立看板、広告旗は原則として禁止する。ただし、周辺環境に配慮し、敷地内に設置するもので、入居募集、又は6箇月以内のものは除く。



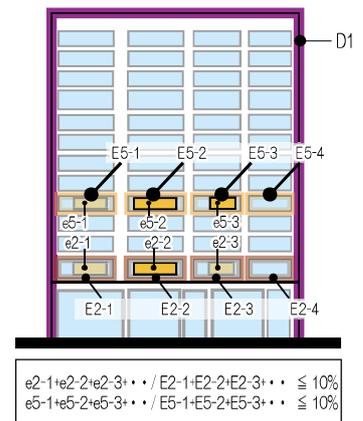
## (18) 袖看板

- (1) 地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。
- (2) 突出幅1.5メートル以下とし、箱型内照式の場合は1.2メートル以下とする。
- (3) 箱型内照式の下端高さは地上から3.5メートル以上とし、基壇部デッキ上においては、デッキレベルから2.5メートル以上とする。
- (4) 箱型内照式の表示面の地色は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。



## (19) 窓面広告物・窓裏広告物

- (1) 高層部に設置してはならない。
- (2) 窓面に店舗名称及び会社名称などを表示する場合は、設置当該窓面積の2分の1以下とする。ただし、切り文字式とした場合や掲示板、ショーケースなどで表示する場合は、この限りでない。
- (3) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。
- (4) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の10パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に10パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合又は窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。
- (5) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。



# 川崎駅西口大宮町景観計画特定地区 景観形成基準（B・C地区）

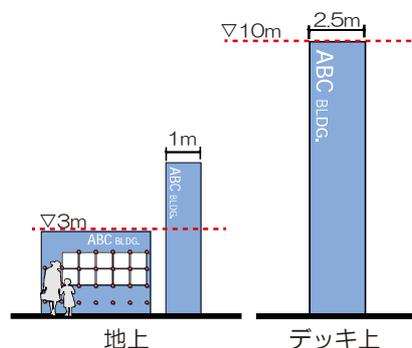
## （20）日除けテント

文字を入れる場合は文字高を0.2メートル以下とし、テント下端に記入するものとする。



## （21）広告塔・広告板

- （1）高さ3メートルを超えて地上に設置する場合は、幅1メートル以下とする。
- （2）デッキ上に設置する場合は、高さ10メートル以下、幅2.5メートル以下とする。
- （3）基壇部壁面線を越えてデッキ上に設置してはならない。



## （22）電柱等利用広告物

電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。

## （23）その他の広告物

- （1）懸垂幕や大型印刷物などを設置する場合は中層部以下とし、建築壁面とのバランスに配慮したフレームを設置する。
- （2）バナーフラッグなどは照明柱などと併せて積極的に設置し、まちの賑わいを演出する。
- （3）自動販売機は、できる限り景観に配慮した色彩とする。
- （4）映像表示などの新しいメディアを活用する場合は建築壁面とのバランスに配慮したものとし、賑わいの演出を行う。
- （5）画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は15平方メートル以下とするとともに、設置する位置を地上から上端まで20メートル以下の高さとし、その数は1の建築物あたり1か所以内とするものとする。
- （6）音声と連動させて画像、文字等の映像を映し出す場合は、地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。



## (24) 適用除外

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

- (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合
- (7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- (8) 区分Bにおいて、令和2年4月1日の時点で基準を超えており、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行うもので、旧景観形成基準に適合する場合
- (9) その他市長が認める場合

平成12年1月28日

川崎市都市景観条例第10条第1項及び第3項の規定に基づく都市景観形成地区指定の告示

平成12年2月15日

川崎駅西口大宮町都市景観形成協議会の認定

平成12年5月2日

川崎市都市景観条例第12条第1項、第2項及び第6項の規定に基づく都市景観形成地区の方針及び基準の告示

平成12年6月1日

同施行日

平成16年4月

方針、基準の変更

平成16年6月1日

同施行日

平成19年12月19日

景観法に基づく景観計画特定地区への移行

平成20年7月1日

同施行日

令和2年4月

方針、基準の変更

令和2年6月1日

同施行日